明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○私立学校法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**一）　一
○職業安定法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二）　二
○貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（**国土交通**二）　二

〔規　則〕

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則等の一部を改正する規則（**公正取引委**一）　三

〔告　示〕

○天皇陛下は第七十回全国植樹祭に御臨場になる件（**宮内庁**四）　三
○昭和三十一年公正取引委員会告示第三号の一部を改正する件（**公正取引委**一）　三
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（**国家公安委**一）　四
○除籍が滅失した件（**法務**九）　四
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（**文部科学**一）　四
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（**同**二）　六
○学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示（**同**三）　七
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（**国土交通**六）　八
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**七、八）　八
○国民保養温泉地の地域の指定を取り消す件（**環境**一）　九
○道路に関する件（**中国地方整備局**一～三）　一〇
○道路に関する件（**沖縄総合事務局**一）　一〇

〔国会事項〕

諸事項　一〇

〔叙位・叙勲〕

諸事項　一〇

〔皇室事項〕

諸事項　一〇

〔公　告〕

官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一〇
特殊法人等
裁判所共済組合定款の一部変更、厚生年金基金変更・清算結了・清算人退任、企業年金基金変更関係　一〇
会社その他　二

省令

○文部科学省令第一号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十五条の二の規定に基づき、私立学校法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十日

文部科学大臣　柴山　昌彦

私立学校法施行規則の一部を改正する省令

私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第四条の二　前条第一項の寄附行為の変更が、学校教育法第四条第一項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者となる場合に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。 一～五　（略） 2　前条第一項の寄附行為の変更が、学校教育法第四条第一項に基づく私立大学等又は私立大学の学部等の設置者の変更により当該私立大学等又は私立大学の学部等の設置者でなくなる場合（当該変更後も文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合に限る。）に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。 一～三　（略）	**第四条の二**　前条第一項の寄附行為の変更が、学校教育法第四条第一項に基づく私立大学等の設置者の変更により当該私立大学等の設置者となる場合に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。 一～五　（略） 2　前条第一項の寄附行為の変更が、学校教育法第四条第一項に基づく私立大学等の設置者の変更により当該私立大学等の設置者でなくなる場合（当該変更後も文部科学大臣の所轄に属する学校法人である場合に限る。）に係るものであるときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添付して、文部科学大臣に申請するものとする。 一～三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二号

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の三第四項の規定に基づき、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十日

厚生労働大臣　根本　匠